産業廃棄物収集・運搬及び処分委託業務仕様書

１　業務名

令和８年度広島港漂流・漂着収集ごみの運搬及び処分委託業務

２　目的

広島県（発注者）が、広島港水域又は海岸で集めた漂流・漂着ごみ（フロート(発泡スチロール)）を収集・運搬及び処分することについて、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者である受注者へ委託することにより、発注者自らの責任において産業廃棄物を適正に処理することを目的とする。

３　委託する産業廃棄物について

ごみ名称	フロート
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類
量	５００㎥
発生工程	広島港で発生した漂流・漂着ごみを収集
性状及び荷姿	性状：固形 荷姿：バラ
腐敗、揮発等性状の変化に関する事項	特になし
混合等により生ずる支障	特に把握していない
収集場所	広島市南区出島二丁目 23（出島西ヤード）
備　考	

４　履行期間　契約の日から令和９年３月 19 日まで

５　業務実施の手順

(1)　発注者は、搬出処分業務実施指示書（様式第１号）により、ごみの搬出処分を受注者に指示する。

(2)　受注者は、搬出処分実施完了報告書（様式第２号）により、ごみの搬出処分状況を発注者に報告する。

6　支払方法　完了払

7　特記事項

(1)　海岸保全施設、港湾施設等の利用及び通行に支障を与えないこと。

(2)　午前８時 30 分から午後５時までの間に実施すること。

(3)　収集場所出入口は施錠されていますので、作業・調査時は鍵を当事務所（港営課）で借り受けてください。

(4)　実施に要する器具・消耗品は全て受注者の負担で行うこと。

(5)　廃油・塗料等の液状ごみは対象外とする。

(6)　搬出処分し難いごみがあるときは、発注者と協議すること。

（様式第1号）

令和　　年　　月　　日

様

広島県広島港湾振興事務所長

運搬処分業務実施指示書

広島港漂流・漂着収集ごみの運搬及び処分委託業務契約書仕様書5の規定により、

令和　年　月　日（　）までに、次の地区のごみを搬出、処分してください。

業務場所（地区名）	摘　要
出島西ヤード	

（様式第2号）

令和　　年　　月　　日

広島県広島港湾振興事務所長　様

住　　所:

受注者名:

運搬処分業務実施完了報告書

令和　　年　　月　　日付けで指示のあった業務が完了したので報告します。

業務場所（地区名）	完了年月日	備　考
出島西ヤード		

※　作業前、作業中及び作業後の写真を添付すること。



位置図

出島西ヤード



ごみ（フロート）の写真

※処理数量は、この内の500㎥。

撮影日：令和8年10月22日